

シニアリーダー連絡会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域で元気に生活できる高齢者を増やすために介護予防に役立つ体操教室を開催しているシニアリーダーの活動を支援するため、シニアリーダー間の情報交換等を行い、シニアリーダーによる体操教室の充実を図ることを目的に結成された団体であるシニアリーダー連絡会（以下「連絡会」という。）に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者及び補助対象経費並びに補助率等は別表のとおりとする。

(補助の対象となる事業)

第3条 市民を対象にシニアリーダー講座受講修了者による健康増進と介護予防を目的とした体操教室とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) シニアリーダー連絡会活動補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、シニアリーダーによる体操教室の運営に使用し、それ以外の目的及び事業に使用しないこと。
- (2) 事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに届けること。この場合において、当該届出した内容を審査し、補助金額を変更することがある。
- (3) 事業終了後、速やかに実績報告書及び収支決算書を提出すること。
- (4) 規則及びシニアリーダー連絡会活動補助金交付要綱を遵守すること。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、シニアリーダー連絡会活動補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(変更の承認申請等)

第7条 規則第5条に規定する承認の申請は、シニアリーダー連絡会活動変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を提出して行うものとする。

2 市長は前項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認める場合は、シニアリーダー連絡会活動変更(中止・廃止)承認決定通知書(様式第6号)により通知する。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、シニアリーダー連絡会活動補助金実績報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 規則第12条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書(様式第7号の2)
- (2) 収支決算書(様式第7号の3)
- (3) 補助事業に係る領収書等の写し

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、シニアリーダー連絡会活動補助金額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、シニアリーダー連絡会活動補助金交付請求書(様式第9号)にシニアリーダー連絡会活動補助金交付決定通知書(様式第4号)の写しを添付して市長に提出するものとする。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、シニアリーダー連絡会活動補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第10号)にシニアリーダー連絡会活動補助金交付決定通知書(様式第4号)の写しを添付して市長に提出するものとする。

(交付決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、シニアリーダー連絡会活動補助金交付決定取消通知書(第11号様式)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条の規定による補助金の返還の命令は、シニアリーダー連絡会活動補助金返還命令書(第12号様式)によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

補助対象者	シニアリーダー間の情報交換等を行い、シニアリーダーによる体操教室の充実を図ることを目的に結成された団体である次のシニアリーダー連絡会 中央区シニアリーダー連絡会 花見川区シニアリーダー連絡会 稲毛区シニアリーダー連絡会 若葉区シニアリーダー連絡会 緑区シニアリーダー連絡会 美浜区シニアリーダー連絡会															
補助対象経費	シニアリーダーによる体操教室の運営に係る次の経費 <table border="1" data-bbox="480 1133 1422 2101"> <tr> <td data-bbox="480 1133 727 1294">報償費</td> <td data-bbox="727 1133 1422 1294">体操教室に招く講師謝礼金。シニアリーダー会員間の勉強会、又は単価2万円を超えるものは除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1294 727 1509">旅費</td> <td data-bbox="727 1294 1422 1509">シニアリーダーが通常担当する体操教室以外（担当外の体操教室への運営支援や体操教室に関する会議出席等）への公共交通機関に係る移動経費。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1509 727 1724">消耗品費</td> <td data-bbox="727 1509 1422 1724">体操教室で使用する文房具やインクカートリッジ等の消耗品購入費。購入金額が単価2万円以上のものを除く。飲食を目的とした費用は除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1724 727 1832">印刷製本費</td> <td data-bbox="727 1724 1422 1832">体操教室の周知のための広報紙やチラシ等の印刷費用。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1832 727 1890">通信運搬費</td> <td data-bbox="727 1832 1422 1890">体操教室の連絡に係る切手代。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1890 727 1948">保険料</td> <td data-bbox="727 1890 1422 1948">シニアリーダーのボランティア活動保険料。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1948 727 2101">施設・機材等の使用料及び賃借料</td> <td data-bbox="727 1948 1422 2101">体操教室の実施に係る会場借用料等。</td> </tr> </table>		報償費	体操教室に招く講師謝礼金。シニアリーダー会員間の勉強会、又は単価2万円を超えるものは除く。	旅費	シニアリーダーが通常担当する体操教室以外（担当外の体操教室への運営支援や体操教室に関する会議出席等）への公共交通機関に係る移動経費。	消耗品費	体操教室で使用する文房具やインクカートリッジ等の消耗品購入費。購入金額が単価2万円以上のものを除く。飲食を目的とした費用は除く。	印刷製本費	体操教室の周知のための広報紙やチラシ等の印刷費用。	通信運搬費	体操教室の連絡に係る切手代。	保険料	シニアリーダーのボランティア活動保険料。	施設・機材等の使用料及び賃借料	体操教室の実施に係る会場借用料等。
報償費	体操教室に招く講師謝礼金。シニアリーダー会員間の勉強会、又は単価2万円を超えるものは除く。															
旅費	シニアリーダーが通常担当する体操教室以外（担当外の体操教室への運営支援や体操教室に関する会議出席等）への公共交通機関に係る移動経費。															
消耗品費	体操教室で使用する文房具やインクカートリッジ等の消耗品購入費。購入金額が単価2万円以上のものを除く。飲食を目的とした費用は除く。															
印刷製本費	体操教室の周知のための広報紙やチラシ等の印刷費用。															
通信運搬費	体操教室の連絡に係る切手代。															
保険料	シニアリーダーのボランティア活動保険料。															
施設・機材等の使用料及び賃借料	体操教室の実施に係る会場借用料等。															
補助金及び	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分															

補助率	の10
補助金額の上限	予算の範囲内